
7076 審査区分変更・ 検査（運送）指定

業務コード	業務名
CKO	審査区分変更・検査（運送）指定
CKO01	審査区分変更・検査（運送）指定（強制入力）

1. 業務概要

(1) 審査区分変更・検査指定（システム申告）の場合

システムにより行われた以下の申告・申請（以下、「申告等」という。）により、審査区分が「書類審査扱い」または「検査扱い」（航空において検査区分が「現場検査」または「検査場検査」に選定されたものを含む）に選定されたものについて、審査区分の変更または検査区分の指定を行う。

また、特定輸出許可後、特定委託輸出許可後または特定製造貨物輸出許可後に検査を実施する旨の通知を行うこともできる。

(A) 以下の手続き（以下、「輸入申告等」という。）

- ①輸入申告（輸入許可前貨物引取（以下、「BP」という。）承認申請を含む。）
- ②輸入申告（少額関税無税）（BP承認申請を含む。）（航空のみ）
- ③輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告および蔵出輸入（引取）申告を含む。）
- ④蔵出輸入申告（BP承認申請を含む。）
- ⑤移出輸入申告（「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）」業務による申告を除く。BP承認申請を含む。）
- ⑥総保出輸入申告（MWC業務による申告を除く。BP承認申請を含む。）
- ⑦蔵入承認申請
- ⑧移入承認申請
- ⑨総保入承認申請
- ⑩展示等申告
- ⑪予備申告

(B) 以下の手続き（以下、「輸出申告等」という。）

- ①輸出申告
なお、貨物が搬入前（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込前）に行われた申告（以下、「搬入前申告」という。）を含む。
- ②積戻し申告（搬入前申告を含む。）
- ③特定輸出申告
- ④展示等積戻し申告
- ⑤特定委託輸出申告
- ⑥特定製造貨物輸出申告

(C) 別送品輸出申告（搬入前申告を含む。）

(D) 輸入マニフェスト通関申告（航空のみ）

(E) 海上簡易輸入申告（海上のみ）

(F) 輸出マニフェスト通関申告（搬入前申告を含む。）（航空のみ）

(2) 運送指定の場合（海上のみ）

輸入貨物について、検査後に別の保税地域に運送する場合に、運送指示場所の通知を行う。

(3) 検査指定（マニュアル申告）の場合

マニュアル通関貨物に係る検査指定情報を出力する。

(4) 画面呼出しの場合

システムにより行われた申告等に係る情報を呼び出す。

(5) 検査依頼の場合

システムにより行われた申告等について検査依頼を行う。

(6) 本業務で入力可能な処理区分と検査等区分の組み合わせは以下の通りである。

○：入力可能 ×：入力不可

処理区分 検査等区分	審査区分変更・検査指定 (システム申告) *1	運送指定*1	検査指定 (マニュアル申告) *2	検査依頼*1*3
R：現場検査	○	×	○	×
K：検査場検査	○	×	○	×
X：大型X線検査 (海上のみ)	○	×	○	×
M：見本確認	○*3	×	○	×
H：本船検査 (海上のみ)	○*3*6	×	○	×
V：ふ中検査 (海上のみ)	○*3*6	×	○	×
T：検査取止	○*4	×	○	×
J：事前検査 (海上のみ)	○*3*4*5*6	×	×	×
U：運送指示 (海上のみ)	×	○	×	×
2：区分変更(書類)	○*4	×	×	×
Q：検査依頼	×	×	×	○

(*1) 貨物番号に入力がない場合

(*2) 貨物番号に入力がある場合

(*3) 別送品輸出申告は指定不可

(*4) 特定輸出許可後、特定委託輸出許可後または特定製造貨物輸出許可後は指定不可

(*5) 輸出申告等の場合で搬入前申告後、搬入後処理前まで指定可能

(*6) 海上簡易輸入申告は指定不可

2. 入力者 税関

3. 制限事項

システムにより行われた申告等に対して、本業務による審査・検査区分の変更は最大5回とする。

なお、輸入本申告前または輸出申告搬入後処理前までに本業務による審査・検査区分の変更は最大4回とする。

ただし、同一の審査・検査区分の変更、運送指示及び検査依頼の場合は回数に含まないものとする。

本業務によらず検査区分が選定された場合については回数に含まないものとする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

(A) システムに登録されている利用者であること。

(B) システムで払い出された申告等番号を入力した場合は、以下の通りであること。

①検査依頼が行われていない場合は、入力者の所属税関と当該申告等のあて先税関が同一であること。(特定輸出許可後、特定委託輸出許可後及び特定製造貨物輸出許可後の場合は除く。)

②検査依頼が行われている場合は、入力者の所属税関と当該申告等の検査税関が同一であること。(特定輸出許可後、特定委託輸出許可後及び特定製造貨物輸出許可後の場合は除く。)ただし、申告官署引継の旨の登録がある場合は実施不可。

- (C) MDA貨物である場合は、当該資格を有する者であること。
- (D) 要注意の情報が登録されている申告等の審査区分を「書類審査扱い」に変更する場合は、変更資格を有する者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告DBチェック

処理区分が審査区分変更・検査指定（システム申告）、運送指定、検査依頼または画面呼出しで、入力された申告等番号が輸入申告等番号である場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告等番号が輸入申告DBに存在すること。
- (B) 輸入申告等またはその変更が行われた状態であること。
- (C) 審査終了がされていないこと。
- (D) 以下の登録がされていないこと。
 - 「輸入申告等手作業移行」
 - 「輸入申告等撤回」
- (E) 審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。
- (F) 輸入申告DBに登録されている審査区分が「書類審査扱い」の場合は、入力された検査等区分が「T：検査取止」または「2：区分変更（書類）」でないこと。
- (G) 処理区分が運送指定の場合は、輸入申告DBに登録されている検査区分が「検査場検査」、「大型X線検査」または「見本確認」であること。
- (H) 処理区分が検査依頼の場合は、審確（審検）分離機能を利用可能な旨が登録されていること。
- (I) 処理区分が検査依頼の場合は、検査依頼済でないこと。
- (J) 入力された検査等区分が「T：検査取止」または「2：区分変更（書類）」の場合は、「輸入申告審査終了（CEA）」業務において、審査・検査識別に「AK」、「AJ」、「AT」、「ZH」の旨の登録がされていないこと。

(4) 輸出申告DBチェック

処理区分が審査区分変更・検査指定（システム申告）、検査依頼または画面呼出しで、入力された申告等番号が輸出申告等番号である場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告等番号が輸出申告DBに存在すること。
- (B) 輸出申告等またはその変更が行われた状態であること。
- (C) 審査終了がされていないこと。（処理区分が審査区分変更・検査指定（システム申告）で、特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合を除く。）
- (D) 以下の登録がされていないこと。
 - 「輸出等申告手作業移行」
 - 「輸出等申告撤回」
 - 「輸出取止再輸入許可」
 - 「輸出許可後の手作業移行」
 - 「積込港変更」
 - 「数量変更」
 - 「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」
 - 「特定輸出許可取消」
 - 「あて先官署変更受理」
- (E) 審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。（特定輸出許可、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出

申告の場合を除く。)

- (F) 輸出申告DBに登録されている審査区分が「書類審査扱い」の場合は、入力された検査等区分が「T：検査取止」または「2：区分変更（書類）」でないこと。
- (G) 処理区分が検査依頼の場合は、審確（審検）分離機能を利用可能な旨が登録されていること。
- (H) 処理区分が検査依頼の場合は、検査依頼済でないこと。
- (I) 入力された検査等区分が「T：検査取止」または「2：区分変更（書類）」の場合は、「輸出申告審査終了（CEE）」業務において、審査・検査識別に「AK」、「AJ」、「AT」、「ZH」の旨の登録がされていないこと。

(5) 別送品輸出申告DBチェック

処理区分が審査区分変更・検査指定（システム申告）または画面呼出しで、入力された申告等番号が別送品輸出申告等番号である場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告等番号が別送品輸出申告DBに存在すること。
- (B) 別送品輸出申告またはその変更が行われた状態であること。
- (C) 審査終了がされていないこと。
- (D) 以下の登録がされていないこと。
 - 「別送品輸出申告手作業移行」
 - 「別送品輸出申告撤回」
 - 「あて先官署変更受理」
- (E) 別送品輸出申告DBに登録されている審査区分が「書類審査扱い」の場合は、入力された検査等区分が「T：検査取止」及び「2：区分変更（書類）」でないこと。

(6) 輸入マニフェスト通関申告DBチェック

処理区分が審査区分変更・検査指定（システム申告）、検査依頼または画面呼出しで、入力された申告等番号が輸入マニフェスト通関申告または海上簡易輸入申告に係る申告番号である場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告等番号が輸入マニフェスト通関申告DBに存在すること。
- (B) 輸入マニフェスト通関申告、海上簡易輸入申告またはその変更が行われた状態であること。
- (C) 審査終了がされていないこと。
- (D) 以下の登録がされていないこと。
 - 「輸入申告等手作業移行」
 - 「輸入申告等撤回」
- (E) 審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。
- (F) 輸入マニフェスト通関申告DBに登録されている審査区分が「書類審査扱い」の場合は、入力された検査等区分が「T：検査取止」及び「2：区分変更（書類）」でないこと。
- (G) 処理区分が検査依頼の場合は、審確（審検）分離機能を利用可能な旨が登録されていること。
- (H) 処理区分が検査依頼の場合は、検査依頼済でないこと。
- (I) 入力された検査等区分が「T：検査取止」または「2：区分変更（書類）」の場合は、CEA業務において、審査・検査識別に「AK」、「AJ」、「AT」、「ZH」の旨の登録がされていないこと。

(7) 輸出マニフェスト通関申告DBチェック

処理区分が審査区分変更・検査指定（システム申告）、検査依頼または画面呼出しで、入力された申告等番号が輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号である場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告等番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。
- (B) 輸出マニフェスト通関申告またはその変更が行われた状態であること。
- (C) 審査終了がされていないこと。
- (D) 以下の登録がされていないこと。
 - 「輸出等申告手作業移行」

「輸出等申告撤回」
「輸出取止再輸入許可」
「輸出許可後の手作業移行」
「あて先官署変更受理」

- (E) 審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。
- (F) 輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている審査区分が「書類審査扱い」の場合は、入力された検査等区分が「T：検査取止」及び「2：区分変更（書類）」でないこと。
- (G) 処理区分が検査依頼の場合は、審確（審検）分離機能を利用可能な旨が登録されていること。
- (H) 処理区分が検査依頼の場合は、検査依頼済でないこと。
- (I) 入力された検査等区分が「T：検査取止」または「2：区分変更（書類）」の場合は、CEE業務において、審査・検査識別に「AK」、「AJ」、「AT」、「ZH」の旨の登録がされていないこと。
- (8) 貨物情報DBチェック（海上のみ）
- (A) 処理区分が審査区分変更・検査指定（システム申告）、運送指定、検査依頼または画面呼出しの場合
- (a) 入力された申告等番号が輸入申告等番号または海上簡易輸入申告に係る番号である場合は、以下のチェックを行う。
- ただし、以下の場合は、チェックを行わない。
- ①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合
- ②輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合
- なお、分散蔵置されている貨物を一括申告する場合は、B/L番号の仕分けの子でチェックを行う。
- ①輸入申告DBまたは輸入マニフェスト通関申告DBに登録されたB/L番号が貨物情報DBに存在すること。
- ②仕分けの親となっていないこと。
- ③訂正保留中となっていないこと。
- ④貨物手作業移行されていないこと。
- ⑤コンテナ詰貨物に係る審査区分変更・検査指定（システム申告）の場合は、一部または全部のコンテナが搬出されていないこと。
- ⑥運送指定の場合は、コンテナ詰貨物であること。
- ⑦運送指定の場合は、一部または全部のコンテナが搬出されていること。
- ⑧運送指定の場合は、保税運送申告または保税運送承認されていないこと。
- ⑨運送指定の場合は、運送指示場所への搬入が行なわれていないこと。
- (b) 入力された申告等番号が輸出申告等番号である場合は、輸出申告DBに登録された輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
- ただし、輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、チェックを行わない。
- (c) 入力された申告等番号が別送品輸出申告等番号である場合は、別送品輸出申告DBに登録された輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
- (B) 処理区分が検査指定（マニュアル申告）の場合
- (a) 入力された貨物番号が貨物情報DBに存在すること。
- (b) 蔵置場所に貨物が全量蔵置されていること。
- (c) 仕分けの親となっていないこと。
- (d) 訂正保留中となっていないこと。
- (e) 分散蔵置されていないこと。
- (f) 輸入申告等、輸出申告等または別送品輸出申告がされていないこと。
- (g) 貨物手作業移行されていないこと。
- (9) 輸入貨物情報DBチェック（航空のみ）
- (A) 処理区分が審査区分変更・検査指定（システム申告）、検査依頼または画面呼出しの場合

(a) 入力された申告等番号が輸入申告等番号または輸入マニフェスト通関申告に係る番号である場合は、以下のチェックを行う。

ただし、以下の場合は、チェックを行わない。

① 輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

② 輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

詳細は、「輸入申告審査終了（CEA）」業務の「輸入貨物情報DBチェック」を参照。

なお、CKO業務では、税関への通知を要する事故が登録されている貨物に係るチェック及び他所蔵置許可申請に係るチェックは行わない。

(B) 処理区分が検査指定（マニュアル申告）の場合

(a) 入力された貨物番号が輸入貨物情報DBに存在すること。

(b) ULDでないこと。

(c) MAWBでないこと。

(d) 一般仮陸揚貨物でないこと。

(e) 仮・仮貨物でないこと。

(f) 国外向け機移し貨物でないこと。

(g) 他空港向一括保税運送仮陸揚貨物でないこと。

(h) システム外向けの他空港向一括保税運送貨物でないこと。

(i) 機用品蔵入承認申請がされていないこと。

(j) 以下の登録がされていないこと。

「外貨機用品積込承認（個別）」

「外貨船用品積込承認」

「廃棄届受理」

「滅却承認」

「亡失届受理」

「保税運送承認」（システム外向けの保税運送承認の場合のみ）

「税関内収容」

「現場収容」

「登録情報削除承認」

(k) 蔵置場所に貨物が全量蔵置されていること。

ただし、HAWBの場合は除く。

(l) 仕分けの親となっていないこと。

(m) 訂正保留中となっていないこと。

(n) 分散蔵置されていないこと。

(o) 貨物手作業移行されていないこと。

(p) 輸入申告等、輸入マニフェスト通関申告、海上簡易輸入申告または機用品蔵入承認申請がされていないこと。

(10) 輸出貨物情報DBチェック（航空のみ）

以下の場合は、チェックを行わない。

① 輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

② 特定輸出許可後、特定委託輸出許可後または特定製造貨物輸出許可後の場合

(A) 処理区分が審査区分変更・検査指定（システム申告）、検査依頼または画面呼出しの場合

(a) 入力された申告等番号が輸出申告等番号、別送品輸出申告番号または輸出マニフェスト通関申告に係る番号である場合は、以下のチェックを行う。

<A> 輸出申告DB、別送品輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されたAWB番号またはHAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。

- 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。(貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。)
- <C>仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。(貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。)
- <D>以下の登録がされていないこと。(貨物が搬入前の場合は、①のみチェックを行う。)
- ①「貨物差止め」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「減却承認」
 - ④「その他」
- <E>貨物手作業移行されていないこと。
- <F>税関への通知を要する事故情報が登録されている場合は、税関による事故確認が登録されていること。(貨物が搬入前の場合は、チェックを行わない。)
- (B) 処理区分が検査指定(マニュアル申告)の場合
- (a) 入力された貨物番号が輸出貨物情報DBに存在すること。
 - (b) 蔵置場所に貨物が全量蔵置されていること。
 - (c) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。
 - (d) 情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。
 - (e) 訂正保留中となっていないこと。
 - (f) 分散蔵置されていないこと。
 - (g) 貨物手作業移行されていないこと。
 - (h) 輸出申告等、別送品輸出申告または輸出マニフェスト通関申告がされていないこと。
 - (i) MAWBでないこと。
 - (j) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「貨物差止め」
 - ②「亡失届受理」
 - ③「減却承認」
 - ④「その他」
 - (k) 搭載完了登録されていないこと。
 - (l) 税関への通知を要する事故情報が登録されている場合は、税関による事故確認が登録されていること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 審査区分変更・検査指定(システム申告)処理

処理区分が審査区分変更・検査指定(システム申告)の場合は、以下の処理を行う。

(A) 審査区分変更または検査指定の旨を輸入申告DB、輸出申告DB、別送品輸出申告DB、輸入マニフェスト通関申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録する。

(B) 審査区分変更または検査指定の旨を貨物情報DB、輸入貨物情報DBまたは輸出貨物情報DBに登録する。

ただし、以下の場合は、処理を行わない。

①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

②輸入申告DBまたは輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

(C) 入力された申告等番号が輸入申告等番号または輸入マニフェスト通関申告に係る番号で、システムに蔵置料金の計算を行う旨の登録がされている場合は、以下の処理を行う。(航空のみ)

ただし、予備申告に係る審査区分変更・検査指定(システム申告)の場合を除く。

(a) 貨物取扱回数加算処理

入力された検査等区分が「現場検査」、「検査場検査」または「見本確認」の場合で、変更前の審査区分が「書類審査扱い」の場合は、貨物の重量に応じて取扱回数の加算を行う。

ただし、SP貨物で、当該AWBの蔵置されている保税蔵置場が、システムにSP貨物の取扱可能な保税蔵置場として登録されている場合は、処理を行わない。

(b) 貨物取扱回数減算処理

入力された検査等区分が「検査取止」または「区分変更(書類)」の場合は、貨物の重量に応じて取扱回数の減算を行う。

ただし、SP貨物で、当該AWBの蔵置されている保税蔵置場が、システムにSP貨物の取扱可能な保税蔵置場として登録されている場合は、処理を行わない。

(3) 運送指定処理(海上のみ)

処理区分が運送指定の場合は、運送指定の旨及び運送指示場所を貨物情報DBに登録する。

ただし、以下の場合は、処理を行わない。

①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

②輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

(4) 検査依頼処理

①処理区分が検査依頼の場合は、検査依頼の旨を輸入申告DB、輸出申告DB、輸入マニフェスト通関申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録する。

②CEA業務またはCEE業務において既に「AX」の旨を登録済の場合で、検査等目的に「2：要検査」、「3：要貨物確認」、「4：要検査選定・貨物確認」または「5：要検査・貨物確認」の入力がある場合は、「AX」の旨を取消す。

(5) 検査官署の審査終了取消し処理

処理区分が審査区分変更・検査指定（システム申告）で検査指定*¹⁰する場合で、既にCEA業務またはCEE業務において「AK」、「AJ」、「AT」または「AX」の旨を登録済の場合は以下の処理を行う。（特定輸出許可後、特定委託輸出許可後及び特定製造貨物輸出許可後の場合を除く。）

①CKO業務の場合は、審査区分変更・検査（運送）指定（強制入力）情報（CKO01業務入力画面）を出力する。

②CKO01業務の場合は、「AK」、「AJ」、「AT」または「AX」の旨を取消す。

(6) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
審査区分変更・検査（運送）指定応答情報	応答画面表示に「P」を入力した場合	入力者
検査指定情報* ⁹	システム申告で検査指定* ¹⁰ の場合 （特定委託輸出許可後及び特定製造貨物輸出許可後を含む。） （特定輸出許可後を除く。）	入力者
	システム申告で検査指定* ¹⁰ の場合 （特定委託輸出許可後及び特定製造貨物輸出許可後を含む。） （特定輸出許可後を除く。） （輸入マニフェスト通関申告の予備申告中または予備申告変更中の場合で「予備申告の審査検査区分の通知見直し」対象の場合を除く）	申告者または入力者* ¹¹ 検査立会者* ¹⁹
	システム申告で検査指定* ¹⁰ の場合（海上のみ） （特定輸出許可後、特定委託輸出許可後及び特定製造貨物輸出許可後を除く。） （輸入予備申告中の場合は本業務では出力せず輸入本申告時に出力する。） （搬入前申告の場合は本業務では出力せず輸出申告搬入後処理時に出力する。）	通関蔵置場（本船・ふ中検査の場合は出力しない）* ¹² 、* ¹³ 、* ¹⁶ 、* ¹⁷
	輸入申告等または輸入マニフェスト通関申告で検査指定* ¹⁰ の場合（航空のみ） （輸入予備申告中の場合は本業務では出力せず輸入本申告時に出力する。）	保税蔵置場* ¹⁴
	輸出申告等、別送品輸出申告または輸出マニフェスト通関申告で検査指定* ¹⁰ の場合（航空のみ） （特定輸出許可後、特定委託輸出許可後及び特定製造貨物輸出許可後を除く。） （搬入前申告の場合は本業務では出力せず輸出申告搬入後処理時に出力する。）	保税蔵置場* ¹⁴ 、* ¹⁶ 、* ¹⁷
	以下の条件をすべて満たす場合に出力する （1）特定委託輸出許可後または特定製造貨物輸出許可後 （2）輸出許可内容変更申請が行われている （3）申告者と輸出許可内容変更申請者が異なる	申請者
	特定委託輸出許可後または特定製造貨物輸出許可後で、貨物が全量蔵置されている場合（海上のみ） （分散蔵置の場合を除く。）	蔵置場（本船・ふ中検査の場合は出力しない）
	特定委託輸出許可後及び特定製造貨物輸出許可後の場合、入力者が申告（申請）税関官署の通関担当部門である場合	税関（法令遵守管理部門）* ¹⁴
検査取止情報* ⁹	以下の条件のいずれかを満たす場合に、出力する （1）検査指定済のシステム申告で検査等区分に「検査取止」の入力があった場合	申告者または入力者* ¹¹

情報名	出力条件	出力先
	(2) システム申告で「区分変更 (書類)」の入力があつた場合 (輸入マニフェスト通関申告の予備申告中または予備申告変更中の場合で「予備申告の審査検査区分の通知見直し」対象の場合を除く)	検査立会者*19
	検査指定済のシステム申告で検査等区分に「検査取止」または「区分変更 (書類)」の入力があつた場合 (海上のみ) (輸入予備申告中または搬入前申告の場合を除く。)	通関蔵置場 (本船・ふ中検査の場合は出力しない) *12、*13、*16、*17
	検査指定済の輸入申告等または輸入マニフェスト通関申告で検査等区分に「検査取止」または「区分変更 (書類)」の入力があつた場合 (航空のみ) (輸入予備申告中を除く。)	保税蔵置場*14
	検査指定済の輸出申告等、別送品輸出申告または輸出マニフェスト通関申告で検査等区分に「検査取止」または「区分変更 (書類)」の入力があつた場合 (航空のみ) (搬入前申告の場合を除く。)	保税蔵置場*14、*16、*17
運送指定情報*9 (海上のみ)	システム申告で検査等区分に「運送指示」の入力があつた場合	入力者
		申告者または入力者*11
		通関蔵置場 (本船・ふ中検査の場合は出力しない) *12*13
		運送先蔵置場
検査指定情報 (マニュアル申告) *9	マニュアル通関貨物に係る検査指定の場合	入力者*15
		蔵置場 (本船・ふ中検査の場合は出力しない) *14*18
検査指定情報 (特定輸出申告) *9	特定輸出許可後の場合	入力者
	特定輸出許可後で、入力者が申告 (申請) 税関官署の通関担当部門である場合	税関 (法令遵守管理部門) *14
	特定輸出許可後の場合	申告者または入力者*11
		検査立会者*19
	以下の条件をすべて満たす場合に出力する (1) 特定輸出許可後の場合 (2) 輸出許可内容変更申請が行われている (3) 申告者と輸出許可内容変更申請者が異なる	申請者
特定輸出許可後で、貨物が全量蔵置されている場合 (海上のみ) (分散蔵置の場合を除く。)	蔵置場 (本船・ふ中検査の場合は出力しない)	
検査予約票	システム申告で検査等区分に「検査依頼」の入力があつた場合	税関 (通関担当部門) *20

情報名	出力条件	出力先
審査区分変更・検査（運送）指定（強制入力）情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力する ①CKO業務である ②システム申告で検査指定*10である ③既にCEA業務またはCEE業務において「AK」、「AJ」、「AT」または「AX」の旨を登録済である ④以下のいずれかの手続きである ・輸入申告等 ・輸出申告等（特定輸出許可後、特定委託輸出許可後及び特定製造貨物輸出許可後の場合は除く。） ・輸入マニフェスト通関申告 ・海上簡易輸入申告 ・輸出マニフェスト通関申告	入力者
	以下の条件をすべて満たす場合に出力する ①CKO業務である ②システム申告で検査指定*10である ③自由化申告である ④横持ち申告以外の場合 ⑤入力者の管轄官署が蔵置官署と異なる ⑥以下のいずれかの手続きである ・輸入申告等 ・輸出申告等（特定輸出許可後、特定委託輸出許可後及び特定製造貨物輸出許可後の場合は除く。） ・輸入マニフェスト通関申告 ・海上簡易輸入申告 ・輸出マニフェスト通関申告	入力者

(* 9) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙L01「検査指定情報等について」を参照。

(* 10) 検査等区分に以下の入力があった場合

- ①現場検査
- ②検査場検査
- ③大型X線検査
- ④見本確認
- ⑤本船検査
- ⑥ふ中検査
- ⑦事前検査

(* 11) 情報出力要求表示欄に「Y」と入力された場合は、申告者に出力せず入力者に出力する。

(* 12) 輸入申告等で一括申告した場合または複数のB/Lを通関した場合は、出力しない。また輸出申告等で貨物が分散蔵置されている場合は、出力しない。

(* 13) 到着即時輸入申告扱いに係る情報の場合は、コンテナオペレーション会社宛に出力する。また、貨物到着前輸入申告扱いに係る情報の場合は出力しない。

(* 14) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

(* 15) 税関用と通関業者用の2通を入力者に出力する。ただし、検査等区分に「検査取止」の入力があった場合は通関業者用のみ出力する。

- (* 1 6) 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告で貨物が搬入前の場合は、搬入（予定）蔵置場へ出力。搬入後は貨物の蔵置場へ出力する。
- (* 1 7) 輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、「輸出申告事項登録（EDA）」業務または「輸出申告変更事項登録（EDA01）」業務で入力された通関予定蔵置場へ出力する。
- (* 1 8) HAWBの場合で、蔵置場所に貨物が全量蔵置されていなかった場合は、出力しない。
- (* 1 9) 検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合または許可後変更申請者と同一である場合は出力しない。
- (* 2 0) 蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署へ出力する。

7. 特記事項

検査指定情報及び運送指定情報については、出力先が税関の場合のみ、「出力項目表」の内容のうち、以下の項目について、出力条件／形式が異なる。（情報出力要求表示欄に「Y」を入力することにより税関へ出力される情報を除く。）

項目名	出力条件／形式
当初審査区分	当初申告、搬入前申告または予備申告時に払い出された審査・検査区分を出力
担当識別	(1) 担当識別に入力があつた場合は、入力された担当識別を出力 (2) 担当識別に入力がない場合は、利用者情報に登録された担当識別を出力 1 : 検査担当 2 : 通関担当 3 : 検査・通関担当
検査等区分変更者	本業務を行った審査官の個人識別番号を出力